

運転免許証自主返納について

「運転に自信がなくなった」「家族から心配と言われた」などの理由により、ご本人が自らの意思で、有効期限の残っている運転免許証またはマイナ免許証を返納することを「**運転免許証自主返納(運転免許の申請取り消し)**」といいます。ご希望の方は、「運転経歴証明書」の発行を受けることができます。

運転経歴証明書の申請ができるのは、**現在お持ちの運転免許証またはマイナ免許証を自主返納した場合もしくは自主返納してから5年以内の場合、または運転免許が失効してから5年以内の場合です。**

「運転免許証自主返納」「運転経歴証明書の発行」は、本人もしくは代理人による申請が必要です。

※代理人として認められる要件は「親族、申請者が入院・入所中の病院・介護施設等職員、福祉関係の有資格者、成年後見人」です。

【運転経歴証明書】とは ※交付には下記のとおり手数料がかかります

運転免許証と同じ大きさのカードサイズで、住所、氏名、生年月日、運転経歴などが記載されています。

また、有効期限はなく、住所変更などの記載事項変更や、紛失の際の再交付手続きを行うことができます。

なお、この経歴証明書は、運転免許証と同様に**身分証明書として使用することは出来ませ**が、車の運転はできません。



【申請先】は

千葉県運転免許センター、流山運転免許センター、又は千葉県内の警察署で受け取ります。

***即日交付を希望される方は運転免許センターへ**、警察署での手続では、交付まで約1か月程度かかります。

(警察署の場合、郵送での交付も行っていますので、ご希望の方は申請時にお申し出ください)

	申請者	運転免許証をお持ちの方	運転免許証を返納済みの方
必要なもの	本人	<ul style="list-style-type: none"> 運転免許証、マイナ免許証 ※2枚持ちの方は両方 警察署で手続きの場合は、申請用写真1枚(※3) 交付手数料：1, 150円 (マイナ経歴証明書は900円、両方の場合は1, 250円) 	<ul style="list-style-type: none"> 発効日から6か月以内の住民票、健康保険証など、氏名・住所・生年月日が確認できる書類を1つ 申請用写真1枚(※3) 「申請による運転免許の取消通知書」をお持ちの場合、同通知書
	代理人	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県公安委員会指定の委任状兼承諾書及び誓約書 代理人申請持参物確認表 病気、負傷等やむを得ない事情により、自ら手続できないことを証明する書類(※1参照) 代理人の身分証明書(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(マイナンバーの通知カードは不可)等) 申請者と代理人の関係を証明できる書類(※2参照) 申請用写真1枚(※3) 交付手数料1, 150円 申請と同時に記載事項の変更をする場合は、住民票等の変更しようとする記載事項を証明する書類(ただし、同一世帯の親族のみの申請) 	<p>左記に加え、「申請による運転免許の取消通知書」(持参できない場合は、本人の氏名・生年月日が確認できるもの)</p>
交付できない場合		行政処分の対象になっている場合	自主的に返納した場合でも、5年を過ぎている場合

※1 入院証明書、入所証明書、診断書など

※2 ○親族の場合

- ・同居の場合(住所と名字が同じ)：運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(マイナンバーの通知カードは不可)等
- ・別居の場合(同居の親族で名字が違う場合も同様)：戸籍謄本(代理人の「前住所」が申請者住所と同一の場合は住民票でも可)

○病院職員、介護施設職員等の場合：病院又は施設が発行した身分証明書

○福祉関係の有資格者：福祉関係の有資格者であることを証明する書類

○成年後見人の場合：成年後見人であることが確認できる書類

※3 6ヶ月以内に撮影 上三分身・無帽・正面・無背景

●免許証の返納や運転経歴証明書の発行に関すること

千葉県運転免許センター 043-274-2000

流山運転免許センター 04-7147-2000

【運転免許を返納した方への特典について】

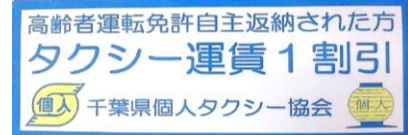
運転免許を自主返納し、運転経歴証明書などを取得した方は、公共交通機関（バス・タクシー）の乗車運賃割引などの特典を受けることができます。

●千葉県個人タクシー協会に加盟する個人タクシーにおける特典

運転免許を自主返納した方が、千葉交通圏（千葉市及び四街道市）にて千葉県個人タクシー協会に加盟するタクシーを利用した場合、乗車運賃が1割引きとなります。

具体的には、「運転経歴証明書」を、「タクシー運賃1割引」と記されたステッカーが貼付された車両に乗車した際に提示すると、乗車運賃が1割引きになります。

問い合わせ先：千葉県個人タクシー協会 043-308-6763



●主な千葉市内における特典例示

	企業・団体名	特典内容
公共交通機関 (タクシー)	千葉構内タクシー 第一構内タクシー 南総タクシー	タクシー乗車運賃の1割引き ・運転経歴証明書の提示を要する ・複数名での利用時、1名の提示により運賃割引
公共交通機関 (路線バス)	京成バス 京成バスセントラル (旧千葉海浜交通) 京成バス千葉イースト (旧千葉中央バス、 旧千葉内陸バス、 旧ちばシティバス等)	乗車運賃の半額 ・ノーカーアシスト優待証（交付手数料520円）の提示により、70歳以上の本人のみ、発行より2年間有効 (高速バス、深夜急行バス及び一部路線バスを除く)
		<p>ノーカー・アシスト優待証とは 京成バスグループのバス会社において、70歳以上の運転免許返納者で、交付後1年以内の「運転経歴証明書」を所有する方の申し出により、全路線バスの運賃が半額となる優待証（免許返納者割引証）を発行（本人の直接申請のみ）。</p> <p>【必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転経歴証明書（交付後1年以内のもの） ・証明写真1枚（カラー、縦4.5cm×横3.5cm、3か月以内撮影のもの） ・発行手数料 520円 <p>*有効期間は発効日より2年間、本人のみ利用可。</p>
		*小湊鉄道、平和交通、あすか交通等のバス会社でも特典を実施（ノーカーアシスト優待パス等が必要）

○このほか、レジャー・飲食など県内においても様々な特典が受けられます。



特典の一覧は千葉県警のHPをご確認ください。

千葉県警 免許返納 特典

【特典に関するお問い合わせ】

千葉市役所地域安全課 043-245-5148

千葉県警交通総務課 043-201-0110